

旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表

協定税率については、2007年HS改正に伴うWTO譲許表の修正手続等が終了し、新しい譲許表が発効するまでは従来の協定税率が引続き適用されることとなります。このため、今回の改正により、協定税率が異なる物品が統合されることとなった品目で、協定税率が適用される場合、実行関税率表の税率欄に2.6%～3.3%のように記載し、●印を付しています。

このような品目については、「旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表」に掲げてあり、分類される項、号等及び国定税率は、改正後2007年1月1日以降の関税率表に基づいて決定されますが、適用協定税率は、改正前の2006年12月31日以前の規定に従い分類して決定する必要があります。

(注) 2011年欄中右の10桁コードは、NACCS用品目コードを表します。

2006年欄中右の「ex」は、当該番号に対応して品名欄に掲げる品目には当該番号の品目の全てを含むものではないことを意味します。

旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表

●水銀関係

2011年		2006年	品名	基本 (2011年)	協定
2852.00-299 †	2852.00-1014	2825.90-020	水銀の酸化物	3%	4.8% ※
	2852.00-1025	2827.39-010	水銀の塩化物		
	2852.00-1036	2827.49-000	ex 水銀の塩化酸化物及び塩化水酸化物		
	2852.00-1040	2827.60-000	ex 水銀のよう化物及びよう化酸化物		
	2852.00-1051	2830.90-210	水銀の硫化物		
	2852.00-1062	2834.29-300	ex 水銀の亜硝酸塩及び硝酸塩		
	2852.00-1073	2835.39-000	ex 水銀のポリリン酸塩		
	2852.00-1084	2837.19-000	ex 水銀のシアン化物、シアン化酸化物		
	2852.00-1095	2837.20-000	ex 水銀のシアノ錯塩		
	2852.00-1106	2838.00-000	ex 水銀の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩		
	2852.00-1110	2841.50-000	ex 水銀のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩		
	2852.00-1121	2842.10-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの		
	2852.00-1132		けい酸の複塩及び錯塩（水銀原子を有するものに限る。）		
	2852.00-1154	2842.90-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの		
	2852.00-1165		水銀のその他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アジ化物及びけい酸の複塩及び錯塩を除く。）		
	2852.00-1176	2843.90-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの		
	2852.00-1180		貴金属の無機化合物（水銀原子を有するものに限る。）		
	2852.00-1191	2848.00-000	ex 水銀のりん化物（化学的に単一なもの）		
	2852.00-1202	2850.00-000	ex 水銀の水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）		
	2852.00-1213	2851.00-000	ex 水銀のその他の無機化合物		
2852.00-1224	3206.50-000	ex ルミノホアとして使用する種類の無機物（水銀原子を有するものに限る。）			
2852.00-990 †	2852.00-3011	2843.90-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの	3%	無税
	2852.00-3022		貴金属の有機化合物（水銀原子を有するものに限る。）		
	2852.00-3033	2915.29-000	ex 酢酸の水銀塩		
	2852.00-3044	2918.11-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの		
	2852.00-3055		乳酸の水銀塩及びそのエステル		
	2852.00-3066	2931.00-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの		
	2852.00-3070		有機硫黄化合物以外のオルガノインオルガニック化合物（水銀原子を有するものに限る。）		
	2852.00-3081	2932.99-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの		
	2852.00-3092		複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） その他のもの その他のもの（水銀原子を有するものに限る。）		
	2852.00-3103	2934.99-090	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの		
	2852.00-3114		核酸の水銀塩並びにその他の複素環式化合物（水銀原子を有するものに限る。）		
	2852.00-3125	3502.90-000	ex アルミニウム水銀塩		

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。

●癒着防止材関係

2011年		2006年	品名	基本 (2011年)	協定
3006.10-910 †	3006.10-0016	3920.10-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） エチレンの重合体製のもの	4.6%	4.8% ※
	3006.10-0020	3920.20-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） プロピレンの重合体製のもの		
	3006.10-0031	3920.30-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） スチレンの重合体製のもの		
	3006.10-0042	3920.43-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） 塩化ビニルの重合体製のもの		
	3006.10-0053	3920.49-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） 塩化ビニルの重合体製のもの		
	3006.10-0064	3920.51-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） ポリ（メタクリル酸メチル）製のもの		

2011年	2006年		品名	基本 (2011年)	協定	
	3006.10-0075	3920.59-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） その他のアクリル重合体製のもの		4.8% ※
	3006.10-0086	3920.61-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） ポリカーボネート製のもの		3.5%
	3006.10-0090	3920.62-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） ポリ（エチレンテレフタレート）製のもの		4.8% ※
	3006.10-8991	3920.63-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） その他の不飽和ポリエステル製のもの		4.8% ※
	3006.10-8980	3920.69-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） その他のポリエステル製のもの（不飽和のものを除く。）		3.5%
	3006.10-8976	3920.71-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） 再生セルロース製のもの		3.9%
	3006.10-8965	3920.72-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） バルカナイズドファイバー製のもの		3.9%
	3006.10-8954	3920.73-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） 酢酸セルロース製のもの		3.9%
	3006.10-8943	3920.79-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） その他のセルロース誘導体製のもの（酢酸セルロース製のものを除く。）		3.1%
	3006.10-8932	3920.91-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） ポリ（ビニルブチラル）製のもの		3.9%
	3006.10-8921	3920.92-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） ポリアミド製のもの		4.8% ※
	3006.10-8910	3920.93-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） アミノ樹脂製のもの		4.8% ※
	3006.10-8895	3920.94-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） フェノール樹脂製のもの		4.8% ※
	3006.10-8884	3920.99-020	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） ふっ素樹脂製のもの		3.7%
	3006.10-8873	3920.99-090	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） その他のプラスチック製のもの		3.7%
	3006.10-8862	3921.11-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの スチレンの重合体製のもの		4.8% ※
	3006.10-8851	3921.12-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの 塩化ビニルの重合体製のもの		3.9%
	3006.10-8840	3921.13-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの ポリウレタン製のもの		4.8% ※
	3006.10-8836	3921.14-000	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの 再生セルロース製のもの		3.9%

2011年		2006年		品名	基本 (2011年)	協定
	3006.10-8825	3921.19-010	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの その他のプラスチック製のもの エチレンの重合体製のもの		4.5%
	3006.10-8814	3921.19-090	ex	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの その他のプラスチック製のもの その他のもの		4.5%
3006.10-991 †	3006.10-3041	6002.90-011	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有するもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの	5.6%	7.8% ※
	3006.10-3052	6002.90-021	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有するもの その他のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.6% ※
	3006.10-3015	6002.90-031	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有してないもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.4%
	3006.10-3026	6002.90-041	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有してないもの 人造繊維製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.4%
	3006.10-3030	6002.90-091	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有してないもの その他のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.3%
3006.10-999 †	3006.10-4135	6002.40-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。） 模様編みの組織を有するもの 綿製のもの	5.6%	9.8% ※
	3006.10-4146	6002.40-020	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。） 模様編みの組織を有するもの その他のもの		7.9% ※
	3006.10-4010	6002.40-030	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。） 模様編みの組織を有してないもの 綿製のもの		5.4%
	3006.10-4021	6002.40-040	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。） 模様編みの組織を有してないもの 人造繊維製のもの		5.4%
	3006.10-4032	6002.40-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。） 模様編みの組織を有してないもの 綿製及び人造繊維製以外の紡織用繊維製のもの		5.3%
	3006.10-4150	6002.90-013	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有するもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの（ゴム糸を含まないものを除く。）		7.8% ※
	3006.10-4161	6002.90-022	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有するもの その他のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの（ゴム糸を含まないものを除く。）		5.6% ※

2011年		2006年		品名	基本 (2011年)	協定
	3006.10-4043	6002.90-033	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有していないもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの（ゴム糸を含まないものを除く。）		5.4%
	3006.10-4054	6002.90-043	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有していないもの 人造繊維製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの（ゴム糸を含まないものを除く。）		5.4%
	3006.10-4065	6002.90-093	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） 模様編みの組織を有していないもの 綿製及び人造繊維製以外の紡織用繊維製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの（ゴム糸を含まないものを除く。）		5.3%
	3006.10-4172	6003.10-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様編みの組織を有するもの		7.9% ※
	3006.10-4076	6003.10-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.3%
	3006.10-4183	6003.20-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 綿製のもの 模様編みの組織を有するもの		9.8% ※
	3006.10-4080	6003.20-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 綿製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.4%
	3006.10-4194	6003.30-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 合成繊維製のもの 模様編みの組織を有するもの		7.9% ※
	3006.10-4091	6003.30-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 合成繊維製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.4%
	3006.10-4205	6003.40-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様編みの組織を有するもの		7.9% ※
	3006.10-4102	6003.40-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.4%
	3006.10-4216	6003.90-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） その他のもの 模様編みの組織を有するもの		7.9% ※
	3006.10-4113	6003.90-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。） その他のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.3%
	3006.10-4124	6005.90-000	ex	たてメリヤス編物（ガールンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。） その他のもの		7.9% ※

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。

●繊維・履物関係

2011年		2006年		品名	基本 (2011年)	協定
6101.90-010 †	6101.90-1013	6101.10-010		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。) 羊毛製又は織獣毛製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%

2011年		2006年		品名	基本 (2011年)	協定
	6101.90-1024	6101.90-010		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03 項のものを除く。) その他の紡織用繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		8.4%
6101.90-020 †	6101.90-2015	6101.10-020		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03 項のものを除く。) 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの	14%	10.9%
	6101.90-2026	6101.90-020		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03 項のものを除く。) その他の紡織用繊維製のもの その他のもの		8.4%
6103.10-100 †	6103.10-1012	6103.11-010		男子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%
	6103.10-1023	6103.12-010		男子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 合成繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		10.9%
	6103.10-1034	6103.19-010		男子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		8.4%
6103.10-900 †	6103.10-2014	6103.11-020		男子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの	14%	10.9%
	6103.10-2025	6103.12-020		男子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 合成繊維製のもの その他のもの		10.9%
	6103.10-2036	6103.19-090		男子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの その他のもの		8.4%
6103.29-010 †	6103.29-1014	6103.21-010		男子用のアンサンブル (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%
	6103.29-1025	6103.29-010		男子用のアンサンブル (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		8.4%
6103.29-090 †	6103.29-2016	6103.21-020		男子用のアンサンブル (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの	14%	10.9%
	6103.29-2020	6103.29-090		男子用のアンサンブル (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの その他のもの		8.4%
6104.19-010 †	6104.19-1015	6104.11-010		女子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%
	6104.19-1026	6104.12-010		女子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 綿製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		10.9%
	6104.19-1030	6104.19-010		女子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		8.4%
6104.19-020 †	6104.19-2010	6104.11-020		女子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの	14%	10.9%
	6104.19-2021	6104.12-020		女子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 綿製のもの その他のもの		10.9%
	6104.19-2032	6104.19-020		女子用のスーツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの その他のもの		8.4%
6104.29-010 †	6104.29-1012	6104.21-010		女子用のアンサンブル (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%
	6104.29-1023	6104.29-010		女子用のアンサンブル (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他の紡織用繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		8.4%

2011年		2006年		品名	基本 (2011年)	協定
6104.29-020 †	6104.29-2014	6104.21-020		女子用のアンサンブル（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの	14%	10.9%
	6104.29-2025	6104.29-020		女子用のアンサンブル（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） その他の紡織用繊維製のもの その他のもの		8.4%
6111.90-910 †	6111.90-1014	6111.10-310		乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%
	6111.90-1025	6111.90-310		乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） その他の紡織用繊維製のもの その他のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		8.4%
6207.99-210 †	6207.99-1016	6207.92-210		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの 人造繊維製のもの その他のもの シングレットその他これに類する肌着	9%	7.4%
	6207.99-1020	6207.99-210		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの その他のもの シングレットその他これに類する肌着		9% ※
6207.99-220 †	6207.99-2011	6207.92-220		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの 人造繊維製のもの その他のもの その他のもの	11.2%	9.1%
	6207.99-2022	6207.99-220		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの その他のもの その他のもの		10%
6211.39-200 †	6211.39-1012	6211.31-200		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 その他の男子用の衣類 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの	11.2%	9.1%
	6211.39-1023	6211.39-200		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 その他の男子用の衣類 その他の紡織用繊維製のもの その他のもの		10%
6401.99-000 †	6401.99-9100	6401.91-000		防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） その他の履物 ひざを覆うもの	20%	6.7%
	6401.99-0000	6401.99-000		防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） その他の履物 その他のもの		8%
6402.91-000 †	6402.91-3005	6402.30-000	ex	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	20%	6.7%
	6402.91-0006	6402.91-000		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物 くるぶしを覆うもの		8%
6402.99-010 †	6402.99-3100	6402.30-000	ex	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	20%	6.7%
	6402.99-0101	6402.99-010		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物 その他のもの 短靴		8%

2011年		2006年		品名	基本 (2011年)	協定
6402.99-021 †	6402.99-3214	6402.30-000	ex	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	20%	6.7%
	6402.99-0215	6402.99-021		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物 その他のもの サンダル かかとをストラップ又はバックルで覆わないもの		10%
6402.99-029 †	6402.99-3295	6402.30-000	ex	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	20%	6.7%
	6402.99-0296	6402.99-029		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物 その他のもの サンダル その他のもの		10%
6402.99-090 †	6402.99-3903	6402.30-000	ex	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	20%	6.7%
	6402.99-0904	6402.99-090		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他の履物 その他のもの その他のもの		10%

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。